

3月17日 9時現在

愛知県内の感染者

	うち入院
Aクラスター（2/14～）	39人（30人）
Bクラスター（2/29～）	50人（50人）
その他	20人（17人）
中国人旅行者	2人（0人）
死亡	14人
計	125人（97人）

○クルーズ船感染者の受け入れ

・横浜港からの直接の受け入れ	8人（2人）
・県外からの受け入れ	1人（1人）
・藤田医科大学岡崎医療センターでの受け入れ	現在
受け入れ人数 128人	入院患者 17人（4人）
退所者 111人	
計	（7人）

○検疫患者 1人（1人）

総計 (105人)

新型コロナウイルス感染症 県内発生事例

令和2年3月16日現在

No	発表日	年代・性別	国籍	住居地	接触状況	備考
1	1月26日	40代男性	中国	中国武漢市		本県発表1
2	1月28日	40代男性	中国	中国武漢市		本県発表2
3	2月14日	60代男性	日本	名古屋市		名古屋市発表1
4	2月15日	60代女性	日本	名古屋市	No.3の妻	名古屋市発表2
5	2月16日	60代男性	日本	尾張地方	No.4と接触	本県発表3
6	2月17日	60代男性	日本	尾張地方	No.5と接触	本県発表4
7	2月18日	60代男性	日本	尾張地方	No.5、No.6と接触	本県発表5
8	2月19日	50代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表3
9	2月20日	80代男性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表4
10	2月21日	70代男性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表5
11	2月21日	20代女性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表6
12	2月22日	60代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表7
13	2月22日	40代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表8
14	2月22日	60代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表9
15	2月22日	60代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表10
16	2月23日	70代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表11
17	2月23日	70代男性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表12
18	2月25日	70代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表13
19	2月25日	70代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表14
20	2月25日	40代女性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表15
21	2月26日	50代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表16
22	2月26日	60代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表17
23	2月26日	70代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表18
24	2月26日	70代男性	日本	名古屋市	No.15と接触	名古屋市発表19
25	2月26日	70代女性	日本	名古屋市	No.9の妻	名古屋市発表20
26	2月27日	60代女性	日本	名古屋市	No.15と接触	名古屋市発表21
27	2月27日	60代男性	日本	名古屋市	No.14と接触	名古屋市発表22
28	2月28日	60代男性	日本	名古屋市	No.26の夫	名古屋市発表23
29	2月29日	70代女性	日本	名古屋市		名古屋市発表24
30	3月1日	80代女性	日本	名古屋市	No.29と接触	名古屋市発表25
31	3月1日	50代女性	日本	名古屋市	No.29と接触	名古屋市発表26
32	3月1日	60代女性	日本	名古屋市		名古屋市発表27
33	3月3日	70代女性	日本	三河地方	No.19と接触	本県発表6
34	3月3日	80代男性	日本	三河地方	No.33の夫	本県発表7
35	3月3日	20代女性	日本	尾張地方		本県発表8
36	3月3日	70代男性	日本	尾張地方		本県発表9
37	3月3日	80代女性	日本	名古屋市	No.30と接触	名古屋市発表28
38	3月3日	80代女性	日本	名古屋市	No.30と接触	名古屋市発表29
39	3月3日	80代女性	日本	名古屋市	No.30と接触	名古屋市発表30
40	3月3日	60代女性	日本	名古屋市		名古屋市発表31
41	3月3日	60代男性	日本	名古屋市		名古屋市発表32
42	3月4日	50代男性	日本	三河地方	No.33、No.34の家族	本県発表10
43	3月4日	30代男性	日本	三河地方	No.33、No.34の家族	本県発表11
44	3月4日	60代女性	日本	名古屋市	No.22の夫	名古屋市発表33
45	3月4日	50代男性	日本	名古屋市	No.29又はNo.31と接触	名古屋市発表34
46	3月4日	70代女性	日本	名古屋市	No.30と接触	名古屋市発表35
47	3月4日	80代男性	日本	名古屋市	No.30と接触	名古屋市発表36
48	3月4日	80代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表37
49	3月4日	80代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表38
50	3月5日	50代男性	日本	尾張地方	フランス	本県発表12
51	3月5日	40代女性	日本	名古屋市	No.4と接触	名古屋市発表39
52	3月5日	60代男性	日本	名古屋市	No.8と接触	名古屋市発表40
53	3月5日	60代女性	日本	名古屋市	No.29と接触	名古屋市発表41
54	3月5日	40代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表42
55	3月5日	80代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表43
56	3月5日	80代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表44
57	3月5日	50代女性	日本	名古屋市		名古屋市発表45
58	3月6日	70代男性	日本	名古屋市	No.18と接触	名古屋市発表46
59	3月6日	70代男性	日本	名古屋市	No.46と接触	名古屋市発表47
60	3月6日	70代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表48

61	3月6日	90代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表49
62	3月6日	70代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表50
63	3月7日	60代女性	日本	三河地方	No.34と接触	本県発表13
64	3月7日	50代男性	日本	尾張地方	No.81と接触	本県発表14
65	3月7日	60代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表51
66	3月7日	80代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表52
67	3月7日	80代男性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表53
68	3月7日	60代女性	日本	名古屋市	No.67と接触	名古屋市発表54
69	3月7日	70代男性	日本	名古屋市		名古屋市発表55
70	3月8日	80代男性	日本	名古屋市	市内の陽性患者と接触	名古屋市発表56
71	3月8日	60代女性	日本	名古屋市	No.61と接触	名古屋市発表57
72	3月8日	50代女性	日本	名古屋市	No.67、No.68と接触	名古屋市発表58
73	3月8日	70代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表59
74	3月8日	60代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表60
75	3月8日	80代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表61
76	3月8日	60代男性	日本	名古屋市	No.75と接触	名古屋市発表62
77	3月8日	50代女性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表63
78	3月8日	50代男性	日本	名古屋市	No.77と接触	名古屋市発表64
79	3月8日	90代男性	日本	名古屋市	No.69と接触	名古屋市発表65
80	3月8日	40代女性	日本	名古屋市	大阪市内ライブハウス	名古屋市発表66
81	3月9日	40代男性	日本	尾張地方	大分市内の店舗	本県発表15
82	3月9日	70代男性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表67
83	3月9日	80代女性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表68
84	3月9日	70代女性	日本	名古屋市	No.79と接触	名古屋市発表69
85	3月9日	90代女性	日本	名古屋市	No.56と接触	名古屋市発表70
86	3月9日	40代女性	日本	名古屋市	No.39と接触	名古屋市発表71
87	3月10日	40代男性	日本	尾張地方	大分市内の店舗	本県発表16
88	3月10日	40代女性	日本	尾張地方	No.81の家族	本県発表17
89	3月10日	40代男性	日本	尾張地方	No.64と接触	本県発表18
90	3月10日	90代男性	日本	名古屋市	No.69と接触	名古屋市発表72
91	3月10日	60代男性	日本	名古屋市	No.55と接触	名古屋市発表73
92	3月10日	50代女性	日本	名古屋市	No.55と接触	名古屋市発表74
93	3月10日	80代女性	日本	名古屋市	No.38と接触	名古屋市発表75
94	3月10日	70代男性	日本	名古屋市	No.69と接触	名古屋市発表76
95	3月10日	80代女性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表77
96	3月10日	80代女性	日本	名古屋市	No.67、68、72と接触	名古屋市発表78
97	3月10日	60代女性	日本	名古屋市	No.23と接触	名古屋市発表79
98	3月10日	80代男性	日本	名古屋市	No.69と接触	名古屋市発表80
99	3月10日	非公表	日本	名古屋市		名古屋市発表81
100	3月11日	50代女性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表82
101	3月11日	30代女性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表83
102	3月11日	80代男性	日本	名古屋市	No.56と接触	名古屋市発表84
103	3月11日	70代女性	日本	岡崎市	No.34と接触	岡崎市発表
104	3月11日	50代男性	日本	岡崎市	No.103の家族	岡崎市発表
105	3月12日	30代女性		豊田市	No.42と接触	豊田市発表
106	3月12日	30代男性	日本	一宮保健所管内		本県発表19
107	3月12日	60代男性	日本	名古屋市	No.66と接触	名古屋市発表85
108	3月12日	50代女性	日本	名古屋市	No.76と接触	名古屋市発表86
109	3月12日	80代女性	日本	名古屋市	No.90と接触	名古屋市発表87
110	3月12日	80代女性	日本	名古屋市	No.56と接触	名古屋市発表88
111	3月12日	70代女性	日本	名古屋市		名古屋市発表89
112	3月13日	60代女性	日本	半田市	No.36の家族	本県発表20
113	3月13日	40代男性	日本	名古屋市	No.95と接触	名古屋市発表90
114	3月13日	60代男性	日本	名古屋市	No.69と接触	名古屋市発表91
115	3月14日	70代女性	日本	名古屋市	No.49と接触	名古屋市発表92
116	3月14日	70代男性	日本	名古屋市	No.115と接触	名古屋市発表93
117	3月14日	50代女性	日本	名古屋市	No.49と接触	名古屋市発表94
118	3月14日	50代女性	日本	名古屋市	No.55と接触	名古屋市発表95
119	3月14日	60代女性	日本	名古屋市	No.78と接触	名古屋市発表96
120	3月14日	50代女性	日本	名古屋市	No.95と接触	名古屋市発表97
121	3月14日	30代女性	日本	名古屋市	No.111と接触	名古屋市発表98
122	3月16日	50代男性	日本	一宮市		本県発表21
123	3月16日	70代男性	日本	名古屋市	No.48と接触	名古屋市発表99

2020年3月12日（木）
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
感染症グループ
担当 内田、久野
内線 3161、5850
ダイヤルイン 052-954-6626

新型コロナウイルス感染症患者の発生（県内105～106例目） について

3月12日（木）に、以下の2名について新型コロナウイルスの検査依頼があり、愛知県衛生研究所で遺伝子検査を実施したところ、新型コロナウイルス陽性であることが判明しました。このうち、豊田市からの検査依頼により、新型コロナウイルス陽性であることが判明した1名については、本日豊田市が記者発表しています。

1 患者Aについて（県内105例目）

別添資料のとおり、本日豊田市が記者発表済みです。

2 患者Bについて（県内106例目）

（1）概要

年代：30歳代（日本国籍）

性別：男性

居住地：愛知県一宮保健所管内

主な症状：発熱

（2）経過

3月4日 発熱（37.8度）

3月5日 県内医療機関受診後自宅待機

3月6日 解熱

3月10日 発熱（37.6度）

3月11日 県内医療機関（帰国者・接触者外来）を受診

愛知県衛生研究所による遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明
県内医療機関に入院予定

※ 本人からの申告によれば、発症前14日以内に海外渡航歴はありません。

※ 行動歴、接触者については調査中です。

3 その他

今後、県として濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査、健康観察等を実施するとともに、県民の皆様への周知・啓発に引き続き努めていきます。

※ 本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いします。

県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いの徹底などの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
 - 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を案内しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

2020年3月16日（月）
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
感染症グループ
担当 内田、久野
内線 3161、5850
ダイヤルイン 052-954-6626

新型コロナウイルス感染症患者の発生について (県内122例目)

3月16日（月）に、愛知県衛生研究所で実施した遺伝子検査において、以下の1名が新型コロナウイルス陽性であることが判明しました。

1 患者について（県内122例目）

(1) 概要

年代：50歳代（日本国籍）

性別：男性

居住地：一宮市

主な症状：発熱、胃部不快感【軽症】

(2) 経過

2月23日 フィリピンへ出国

3月2日 フィリピンから帰国

3月6日 発熱（37.4度）

3月7日 県内医療機関を受診

3月11日 症状が継続したため再度県内医療機関を受診

3月15日 発熱（39.0度）、胃部不快感、県内医療機関を受診し帰国者・接触者相談センターに相談

3月16日 愛知県衛生研究所による遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明
県内医療機関に入院

※ 行動歴、濃厚接触者については、現在調査中です。

2 その他

今後、県として濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査、健康観察等を実施するとともに、県民の皆様への周知・啓発に引き続き努めていきます。

※ 本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いします。

県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いの徹底などの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
 - 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を案内しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

臨時休館する公共施設

施設名称	休館する期間	施設数
ツインアーチ138展望塔 ※1	2月29日(土曜日)～ 3月22日(日曜日)	1
ゆうゆうのやかた	3月2日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
いきいきセンター 4施設(市内全て)	3月2日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	4
いこいの広場 12施設(市内全て)	3月2日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	12
市内各児童館 ※2	3月2日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	25
一宮スポーツ文化センター トレーニング室 ※3	3月3日(火曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
一宮市総合体育館 トレーニングルーム ※3	3月3日(火曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
一宮市尾西スポーツセンター トレーニングルーム ※3	3月3日(火曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
一宮市木曾川体育館 トレーニングルーム ※3	3月3日(火曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
一宮地域文化広場 プラネタリウム館 ※3	2月29日(土曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
エコハウス 138	3月8日(日曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
中央図書館 尾西図書館、尾西児童図書館、玉堂記念木曾川図書館、 子ども文化広場図書館、地域文化広場図書室、 豊島記念資料館別館、移動図書館(ほたる号)	3月7日(土曜日)～ 3月24日(火曜日) 中央図書館のみ3月5日から11日で特別整理休館	7
ききょう会館 3階～5階 働く婦人の家	3月9日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
富田山公園 バーベキュー場 ※3	3月9日(月曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
一宮市温水プール ※4	3月10日(火曜日)～ 3月31日(火曜日)	1
大野極楽寺公園 レンタサイクル わんわん広場、グラウンドゴルフ用貸し出し バーベキュー広場 ※3、※5	3月12日(木曜日)～ 3月31日(火曜日)	2
子育て支援センター ※6	3月18日(水曜日)～ 3月31日(火曜日)	6

※1 国営木曾三川公園138タワーパークが閉園するものではありません。

開園状況等については、直接138タワーパークへお問い合わせください。

※2 児童館で実施している放課後児童クラブのみ開所します。

※3 各施設とも掲載する場所のみが休止となります。

※4 スポーツ施設予約システム等の受付業務は通常どおり行います。

※5 わんわん広場の新規・更新の登録手続きは可能です。

※6 市内の全センターが対象。ただし、電話での育児相談等、ファミリー・サポート・センター事業、中央子育て支援センターでの一時預かりは引き続き実施します。

閣 副 第 2 3 9 号
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令
で定める日を定める政令」の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）については、第 201 回国会（通常国会）において、本日、可決成立し、公布されたところです。また、関係の政令である「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令」（令和 2 年政令第 45 号。以下「政令」という。）についても、本日公布されました。

新型コロナウイルス感染症の国内における更なる感染の拡大も懸念されるところ、最悪の事態も想定し、国民生活や国民経済に及ぼされる影響を最小限にするよう、早急に必要な法制度を整える必要があります。

今般の改正法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置及び新型インフルエンザ等緊急事態が発生したときにおける特別な措置等を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の適用の対象に、新型コロナウイルス感染症を暫定的（政令により、令和 3 年 1 月 31 日まで）に位置付けることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

改正法及び政令の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、迅速かつ的確に対策、措置等を講じられるよう、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、改正法については、別添 1 及び別添 2 のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法及び政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 改正法の内容

1 新型コロナウイルス感染症に関する特措法の適用の特例（附則第1条の2第1項）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、改正法の施行の日から（令和2年3月14日）から政令で定める日（政令により令和3年1月31日まで）までの間、法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして、この法及びこの法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用すること。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 特措法第14条に関する経過措置（附則第1条の2第2項）

特措法第14条は、新型インフルエンザ等の発生等に関する厚生労働大臣による報告に関し、規定を設けているが、新型コロナウイルス感染症においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第1項に基づく公表によることなく、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた報告を行うことができるよう附則第1条の2第2項に規定する。

この規定による読替後の特措法第14条の報告に基づき、特措法第15条に規定する政府対策本部の設置を検討することを想定している。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

※第2項による読替後の特措法第14条

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)) にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

3 行動計画等に関する経過措置(附則第1条の2第3項)

特措法第6条から第9条までに規定する政府行動計画(※)、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下「行動計画等」という。)については、既存の行動計画等における記載を施行後に、新型コロナウイルス感染症の記載としてみなすことができる旨を規定したものである。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

※なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画は「病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもの」(I.3)であり、実際に発生した際には、「病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、…対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定する」(II-2)とされている。

第2 政令の内容

改正法により、政令で定めることとしている、改正法の施行の日から、暫定的に新型コロナウイルス感染症を法に位置付ける期日は、令和3年1月31日までとすること。

第3 施行期日

改正法及び政令は、公布の日の翌日(令和2年3月14日)から施行するものとする。

第4 改正法及び政令に関する問い合わせについて

改正法及び政令に関する質問がある場合には、令和2年3月19日（木）までに内閣官房新型インフルエンザ等対策室（メールアドレス：g.singataimnfuru.taisaku001@as.go.jp）までお願いします。メールを送信いただいた場合は、必ず03-6257-3086（内閣官房新型インフルエンザ等対策室（*不通の場合は03-6257-1309））までその旨を連絡いただくようお願いいたします。

当室では、御質問の内容を踏まえ、一般的な内容等公表できる質問がありましたら、状況に応じQ&Aの発出を検討する予定です。なお、原則としていただいた御質問については、直接当室から電話等で回答をさせていただく予定です。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正（第2条関係）

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。

2. その他所要の改正を行う。

施行 期日

公布の日の翌日（令和2年3月14日）